

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 2024年 8月 27日

| | |
|----------------|-----------------|
| 太陽光発電施設の設置予定場所 | 長野県塩尻市金井746-2 他 |
|----------------|-----------------|

| 意見 (質問・要望) | 陳述者・提出者 | 回答 |
|--|---------|---|
| 前回実施 (2023年9月) の説明会の内容は引き続き有効か? (除草方法、および他エリア発電所管理方法について) | 説明会参加者 | 前回説明会時の内容も引き続き有効。事業計画に前回説明時からの変更点はない。他エリアの雨水対策実施目途については2025年度中を計画している。 |
| 説明資料の実施体制とは何を実施する体制か? | 同上 | 発電所開設までと運転開始後の保守管理を体制図を分けて記載している。 |
| 工事期間中の進入路について、一部私道があり、通行スピード、通行台数の予定、工事車両の明示、使用後の整備等について共有をお願いしたい。 | 同上 | いただいた内容は対応共有する。もし徹底できていない点があればご指摘いただきたい。速やかに対応する。 |
| フェンスの高さが1.5~1.8mとのことだが、鹿などの獣が乗り越えられるのではないか? 他エリアで獣害で設備が破損したような事例はないか? パネル破損による有害物質流出が心配。 | 同上 | 弊社の管理発電所で獣害でパネルが破損したケースは今の所確認していない。 |
| 自然災害等でのパネル破損で有害物質が流出することはないか? 近隣への流入が心配である。そのような場合の責任の所在はどのようになるか? | 同上 | 使用パネルの4物質含有量は説明資料記載の通り基準値以下となっている。パネル破損が起こった場合にも直ちに有害物質が漏れ出る可能性はかなり低いとメーカー見解をいただいている。責任の所在については、瑕疵原因、原因の所在に基づき判断されるものとなる。 |

| | | |
|--|--------|--|
| | | 仮に運営方法、管理方法に不具合があり、事業者の瑕疵が認定される場合には、事業者の加入する賠償保険にて対応することとなる。 |
| 4月の鹿児島発電所火災について見て心配である。 | 説明会参加者 | 鹿児島の事例では系統用蓄電池による火災であると認識している。本発電所では系統用蓄電池の設置は計画していない。コンビニエンスストア等に設置されているものと同様のトランス（変電設備）となるため、同様の防火対策を実施する。 |
| 地区で管理する山林賃貸契約、賃料について | 同上 | 林地開発本申請後面積が確定するため、面積確定次第速やかに契約案をご提示させていただく。 |
| 赤道の払い下げ箇所について、現況通行可能な箇所については引き続き通行可能か？ | 同上 | 発電所敷地内に走る赤道については、北側への付け替えを予定している。現状通行可能な箇所も門扉内ではあるが地域の方のご要望に従い通行可能なようにする。 |
| 説明会で挙げた内容を含め、協定書の取り交わしは可能か？ | 同上 | 協定書にて内容を盛り込み締結させていただく。協定書取り交わし後の着工とする。 |